

# 二水記諸本の研究

尾上陽介

## はじめに

戦国時代の公卿、権中納言鷲尾隆康（一四八五～一五三三）の日記二水記は、現在、国立公文書館内閣文庫に自筆原本二〇冊（うち二冊は後の補写本）が所蔵されている。そのほか、写本も数多く作成されており、六〇種以上の存在が確認できる。私は『大日本古記録 二水記』の編纂担当者として、諸本の調査・研究を行ってきた。本来、その成果はすべて第四冊（最終冊）に附載する解題に含めるべきものであろうが、多くの諸本について解題で触ることは紙幅の面で不可能である。そのため、『大日本古記録 二水記』解題を補うものとして、ここに二水記諸本の書誌学的研究の成果をまとめておくことにする。

## 一、二水記研究史

諸本について言及する前に、近代以降の二水記に関する研究史を概観しておきたい。

一九〇二年、『改定史籍集覽<sup>(1)</sup>』二四に『左少将隆康私記』が收められ、広く史料として利用されるようになつた。これは国会図書館所蔵の、ごく一部のみの、しかも良質とは言い難い写本を翻刻したものであるが、二水記が初めて活字化された意義は大きい。その後、一九二四年、史料

編纂所に大日本史料第九編編纂部が開設されたのに伴い、翌年には当時勧修寺経雄氏所蔵の中御門本および松木本を史料編纂所が採訪・調査し、一九三六年から三八年にかけてその謄写本一九冊を作成している。しかし、原本の所在はこのころ依然として知られていないかつた。史料編纂官であった森末義彰氏の「古記録回想」<sup>(3)</sup>には、二水記について

隆康自筆の原本は散逸してしまったものと思われていた。史料編纂所にその写本もなく、必要な時には内閣文庫の写本を借りることにしていた。私は自分の研究のため、二水記の記事を精査する必要があつて、色々と写本を比較しているうちに、史料編纂所が購入した正親町家本<sup>(4)</sup>の中に、割合に善い二水記の写本があるのを発見したので、それを使つてはと第九編部の編纂員に連絡したことがあつた。

ところが燈台下暗して、戦後になつて、この二水記の原本が内閣文庫の蔵書の中から見出されるという迂闊なこともあつた。とみえる。実際、大日本史料に引用された二水記を調べると、一九五六年刊行の九編之十一はまだ原本を使用しておらず、翌年刊行の九編之十二から使用した形跡が認められる。また、一九四三年頃には国民精神文化研究所から『国民精神文化文献』のひとつとして二水記の翻刻が企画された形跡があり、現在国文学研究資料館に所蔵される国民精神文化研究所旧蔵本には印刷のための割付が施されているが、その校訂に用いら

れているのは尊經閣文庫二八冊本である。<sup>(5)</sup>おそらく一九五〇年代半ばに原本の所在が明らかになつたのである。一九六〇年、史料編纂所は内閣文庫所蔵原本の写真を撮影・購入し、翌年に刊行された『内閣文庫書分類目録』上に初めて原本が掲示されるに至つた。

一九八〇年代に入ると、二水記が原本を底本として翻刻されるようになつた。中世公家日記研究会（柴田真一氏・鶴崎裕雄氏・湯川敏治氏）により、『帝塚山学院短期大学研究年報』三二・三七号（一九八四・八九年）に、二水記永正元（大永六年までの翻刻が連載された。底本には

補写部分も含め内閣文庫所蔵原本を用い、それを欠く部分は内閣文庫所蔵の和学講談所旧蔵一五冊本を底本とし、国文学研究資料館本・中之島図書館本により校合している。本文には句読点および人名注を施し、底

本の補書・抹消等の箇所についても記号で示しており、初めて原本を翻刻したものとしてその意義は大きい。当初、最後の天文二年まで翻刻する計画であったようであるが、『大日本古記録 二水記』第一冊の刊行（八九年）により残念ながら中絶されてしまった。

一方、史料編纂所では一九六〇年代中頃に二水記が大日本古記録の編纂物候補に選定され、一九七七年までに小坂浅吉氏により編纂に用いるための粗原稿が享禄四年分まで完成していた。そして、一九八九年から『大日本古記録 二水記』の刊行が開始され（全四冊）、第二冊は九一年、第三冊は九四年、第四冊が九七年に刊行され完結した。補写部分を除く原本を底本とし、それを欠く部分は、第一冊・第二冊は中御門本を底本として菊亭本・油小路隆真補写本により校合し、第三冊・第四冊は東山御文庫本を主な底本としている。

また、翻刻と共に書誌学的研究も発表されるようになつた。益田宗氏は原本の復元について考察するとともに、慶長六年禁裏書写本の存在と、それが原本から直接書写されたものであるという、二水記諸写本を

考へる上できわめて重要な事実を指摘した。ついで、中世公家日記研究会は二水記の写本を、①現存分のほぼ全てを含む系統。ただし、ほとんどのものは天文二年分を欠く。②永正元・二年分のみの系統。③②の系統に共通して欠けている永正元・二年分がない系統。④③②の系統とともに、記主鷺尾隆康の周辺について考察している。

以上のように、二水記の翻刻・研究は、両方とも最近になつてようやく本格的に開始してきたと言えよう。

## 二、原本

### 1、現在の原本

国立公文書館内閣文庫現蔵の二水記原本は全二〇冊からなり（架番号古一八／三五八）、このうち第四冊・第五冊の永正一六年記二冊は、天和二（一六八二）年に油小路隆真により小川坊城俊広所蔵本から補写されたものである。各冊とも寸法は縦二六・九釐、横三・〇釐（第五冊のみ縦二七・二釐、横一九・九釐）で、全冊に裏打が施されている。淡黄色の表紙と裏打紙の大きさは等しく、裏打の際に現在の形に装丁されたと思われる。隆康自筆部分の料紙は、原表紙・本文とも天地がそれぞれ裏打紙より約一・三釐ほど小さく、ほぼすべてが文書の紙背を利用したものである。現在、表紙の左上に題簽が貼付されており、書名・冊次と所収年月日が記されている。そのほか、表紙右上にも所収年月日を記す打付書があり、一部の冊の表紙を注意深く調べると題簽の周囲に文字の端が見え隠れしており、題簽の下に書名と冊次がやはり打付書で記されていたことがわかる。つまり、現在の題簽が貼られる前には、表紙左上に書名と冊次、右上に所収年月日が記されていたのである。

なお、同じく内閣文庫に所蔵される『二六事中』（全二冊、架番号古一八／三五四）も隆康自筆のもので、寸法や装丁などは二水記と同じで

ある。内容は聞書・覚書というべきものであり、「天地」「官位」「文武」「礼樂」「神仏」「吉凶」の項目に分かれているが記事は少ない。

このほか、同じく隆康自筆のものに陽明文庫所蔵の『寓記』(全一冊、

架番号一五函／三七号)がある。包紙の記述によれば、これは古筆入道

某から近衛家家司寺田無禪(一五七〇~一六九一)に贈られたもので、

大永五年六月と享禄四年一二月の春日社神樂參回記である。内容は二水

記の別記に相当するもので、『大日本古記録』(二水記)四に収めた。縦

一四・〇糸、横二・七糸の横長の小冊子で、隆康自ら懷中し携帯したものであろう。推敲の痕跡がうかがえ、これの写本である『南都神樂記』<sup>(10)</sup>などとはかなり体裁・語句が異なる。なお、日録類はこの本の書名を『陪從神樂記』持明院基孝<sup>(11)</sup>としているが、これは持明院基孝(一五二〇~一六一一)所蔵の写本が存在したことによる誤りと思われる。

## 2、原本の形成

永正一四年正月記末には天文元年九月隆康清書奥書があり、そこには従二日至卅日間之事、公私依事繁不能記、送日月了、後年書之間、諸事忘却不及委記、(略)当年節会再興、珍重之間、且為記之、又者毎年御神樂・御樂等事、無令記録之人、仍存其儀耳、とみえ、隆康が永正一四年から日記を付け始めた目的は、この年に再興された元日節会・白馬節会・踏歌節会と、毎年の内侍所御神樂及び楽御会を記録することであったことがわかる。同年一二月記末にわざわざ右日記従当年始録之畢と註記していることや、翌永正一五年記の原表紙に「第二」とあることから、隆康自身は永正一四年から日記を起筆したとみなしていることが明らかである。

しかし、隆康は永正一四年以前にも日記を全く付けなかつた訳ではない。「若輩之記」である永正元・二年の日記は体裁や文体が永正一四年

以降の部分と大きく異なつておらず、後年にまとめて清書したものではなく、文字通り若年の時に記していたものであろう。それでは永正三年から一三年まではどうだったのでしょうか。

史料編纂所所蔵の『山科家断簡』<sup>(12)</sup>第一巻には永正一二年一月一〇日の後柏原天皇等御灌頂の記録が收められており、末尾に

右御伝受之記、鷺尾宰相隆康卿記之、

享禄二年六月廿日写之、倉部藤言継

という山科言継書写奥書がある。その文体や書き方は二水記と同じであり、筆者本人の認識は別として、これは隆康の日記とみなすべきものである。つまり、隆康は何か自分にとって重大な出来事があると、それにについての、単発のものではあるが詳細な記録を作成していたのである。先に引いた天文元年清書奥書には「従二日至卅日間之事、公私依事繁不能記、送日月了、後年書之間、諸事忘却不及委記」とあるが、逆に言えば正月一日条は諸事を忘れていない当日に詳しく記録したこと意味している。永正元・二年記は一見してわかるように、後年の部分と比較すると記事の多い日とそうでない日の差が大きい。これは、おそらくこの頃は一応日を逐つて日記を付けていたが、興味のある楽会などを除けばそれほど丹念に記録する気持ちもなかつたのであろう。そのため、やがて毎日の日付や天候を記すのも面倒になり、まとまつた日記を付けるのはやめて、单発の詳細な記録だけを残すようになつたのではなかろうか。

永正元・二年記を子細に検討すると、最初から永正二年正月一二日条まで、すなわち第二一丁表までは毎日の天候を必ず記録し、たとえ記事がそれだけであつても日付と干支を根気よく記している。ところが、次の頁の正月一三日条以後は天候を記録する日は少なくなり、日付も毎日書くことはなく、記事がある日だけになる。そして、毎日の干支を知るための方策として、原則として毎月一日・一一日・二二日条のみ、記事が

なくても干支を付けて掲げるようになる。この方法も一月までしか続かず、結局連続する日記を付けることを止めてしまうのである。

初期の日記の付け方は以下のようであったと思われる。永正元年正月、前年七月に楽会に初参した隆康は元日から毎日日記を付け始めた。はりきって書き始めたが、家業の雅楽・神楽のこと以外にはあまり記事もなく、日付・干支と天気が並ぶばかりである。一年間は我慢したが、翌年になるとこのような書き方は無駄な労力だと覺り、記事のある日のみ書くことにした。干支がわからなくなりそうなので、一日毎に干支だけを記すことにした。これだけ合理化したが一月までしか続かず、とうとう日記を止めてしまった。それでも、自分にとって重大な出来事だけは詳しく述べておくようにした。一〇年余りこのやり方で済ませてきたが、永正一四年正月に三節会が再興され、特別な記録がしばしば必要となりそうになってきた。そこで、元日節会について記録したもののか、二月からは再び連続する日記を付け始めた、というわけである。

以上のような糺余曲折を経て、二水記は本格的に書かれ始めた。永正一四年記は「第一」冊と位置づけられたが、元日条と二月記が連続していなかつたため、この間については天文元年になつて記憶の糸をたどりながら書き加え、連続する日記としての体裁を整えたのである。  
原本は永正一四年から一年毎に「第一」から「第十七」までに分かれ、それぞれの多くがさらに上・下あるいは上・中・下に分かれている(付表参照)。永正一六年記までは季節に関係なく、適当に分量が多くなると冊を改めていた。そのため永正一五年記は七月末で、翌一六年記は四月末と九月末で冊を分けていた。永正一七年記になると、季節の変わり目で冊を分ける方針で一貫するようになる。また、同年秋記以降は、一箇月分の日記を書き終える度に目録を作成するようになる。<sup>(14)</sup>これらは最後の天文二年春記に至るまで同じであり、永正一七年記になつて裁は

二水記の書き方が定まったといえよう。

なお、永正一五年記は七月までしか伝わらないが、『永正十五年御等灌頂事』と前掲『山科家断簡』に永正一五年一月二十五日の後柏原天皇等御灌頂の記録がある。内容からみて両者は連続するものであり、後半に当たる『山科家断簡』の末尾には

後柏原院御灌頂當流、他流、御筆之記、鷺尾相公記云々、然四辻亜相借用写之、

享禄二年六月廿日

倉部郎言繼公音

という山科言継書写奥書がみえ、これは隆康の記録したものであることがわかる。今のところ、永正一五年八月以降ではこの条しか発見できないので、あるいは永正一四年以前のようないい、重要な出来事のみ記録するということにこの頃再びしていった可能性もなきにしもあらずであるが、前後の時期に連続する日次記が残つており、天文元年夏記のようにはつきりと日記を付けなかつた事実を確認できない以上、これはむしろ八月以来も日記が書かれていたことの証拠になると思われる。

このほか、二水記には『寓記』の他にも別記が存在した。大永元年三月一七日条・一二二日条、四月二七日条には「委細別記之」とあり、それぞれ御即位叙位別記、御即位別記、御即位女叙位別記という内容のものがあつた筈であるが、残念ながらこれらの所在は確認できない。

### 3、原本の伝来

天文二(一五三三)年三月、鷺尾隆康が没した後、二水記原本はどのように伝來したのであろうか。次に憶測を交えながら考えてみたい。  
隆康没後、鷺尾家は断絶しており、原本が誰の手に伝わったのかは定かではない。しかし、生前の交遊関係などを考慮すると、隆康の実兄四辻公音が相伝した可能性が最も高いと思われる。実際に、先に引いた『山科家断簡』所収の二水記永正一五年一月二十五日条奥書によれば、言継

は隆康生前の享禄二年に公音から借りて書写している。隆康の記録は公音のもとでも利用されていたのであろう。

ついで、後述のように、慶長三（一五九八）年には三条西実条が原本の一部を書写し、同六年春頃には後陽成天皇の命により廷臣が原本を分担書写している。この年五月に四辻季満が出仕を勅免され、還任されて名を隆尚と改め鷺尾家を相続した。時期的に考えて、廷臣による二水記書写と鷺尾家再興とは何らかの関係があるようと思われ、五月の再興以降は四辻家から本来二水記原本を所持しているべき鷺尾家に戻されたのではないだろうか。

### 【油小路家】

原本の伝来先として確認できるのは油小路家からである。現在、原本の一部の冊に油小路隆真（一六六〇～一七二一九）の蔵書印「藤原」、「隆真」（方形と円形を組み合わせた印）が捺されている。隆真的墓碑には

公諱隆真、字伯実、（略）扁其斎曰方円、天資寛柔、（略）又能愛物、  
素譜 朝廷典故、間有從学者、諄々告諭、常好読書、

とあり、読書を好み朝廷の故実に精通していたことがうがえる。隆真是延宝七（一六七九）年に父隆貞（一六二三～九九）の命により自家所

蔵の二水記原本の目録を作成しており、それ以前から油小路家に原本が伝来していることがわかる。隆貞・隆真親子は共に古典に关心が深く、油小路家に移った際に裏打が施されたと思われる。それではいつ油小路家に所蔵となつたのであろうか。鷺尾家は隆尚の後は広橋兼勝の子隆量を養子として迎え相続している。一方、油小路家も隆繼の後にやはり兼勝の子隆基（隆貞の父）を養子に迎えて相続しており、この隆量・隆基二人の兄弟関係から油小路家に移つたのではないだろうか。隆貞・隆真親子の頃には、油小路家は熱心に甘露寺家や中山家などの家記を収集しており、おそらく隆量の没年である寛文一（一六六二）年頃には油小路

家へ移つていたのであろう。

### 【鷺尾家】

その後、油小路家代々に相続されたが、文化一四（一八一七）年、再び鷺尾家に二水記原本は戻された。油小路隆前の日記「備忘記」文化一四年七月二四日条に

晚頭大理持來<sup>（鷺尾隆純）</sup>二水記新写本納当家文庫、追々新写可納之演説、從來秘藏隆康卿自筆正記返与之、自先々传来、彼子孫之中厚志之人有之、新写納之、正記於懇望者、可返授祖先之遺訓也、然未得其人、空送

年月、大理數年懇望、且内密有院密詔、今日返納遂祖先宿志、本懷何事如之乎、

とあり、隆前の実子で鷺尾隆建の養子になつた隆純が、新写本と交換に原本を相続したことがわかる。

### 【猪野中行】

鷺尾家の原本は隆聚の代になりその手を離れる。内閣文庫所蔵の『二六事中』<sup>（20）</sup> 謄写本の奥書に

明治十五年三月四日華族鷺尾隆聚藏書ヲ写ス、

三級写字生中根幸雄

という修史館写字生による書写奥書があり、同じく内閣文庫所蔵の紅葉山文庫本二水記は修史館により「鷺尾本」と校合されている。この「鷺尾本」が原本である旨が天文二年記補写奥書にみえ、明治一五年頃はまだ鷺尾家に原本が存在していることとともに、この頃修史館と鷺尾家で接触があつたことが判明する。現在、原本全冊に「中行蔵書」印が捺されているが、これはこの後の状況も併せて考えると、修史館編修官であつた猪野中行の蔵書印とみて間違いないであろう。

中行については、『修史館員転免履歴』<sup>（21）</sup> に「駿河国安倍郡静岡西草深町原籍、士族、旧称銀太郎、天保五年八月生」とあり、昌平学校教授試

補から、大学校少助教（明治二年）、開拓使四等属（二三年）等を歴任し、開拓使時代には『北海道志』を編纂している。その後、明治一七年（一八八四）年に太政官文書局勤務・宮内省御用掛・学習院教授補、翌年には修史館四等編修官となる。中行の手に「水記原本が移ったのはこの頃であろうか。

【顕川良辰】

〔修史局日記〕<sup>(22)</sup> 五、明治二年五月四日条に

非職旧修史館四等編修官猪野中行昨三日病死ノ旨、嗣子猪野辰ヨリ届出、

とあり、この後、原本は顕川良辰の手に移る。

〔修史局職員諸届綴〕<sup>(23)</sup> 下や、〔史料編纂始末〕<sup>(24)</sup> 一三所収の修史館第三局

四部「明治十八年後半期考課表」によれば、明治一八年六月に猪野中行が府県史編纂のため編修官となり、翌七月に「鹿児島県土族」顕川良辰

が修史館御用掛になつてゐる（ただし、良辰は府県史編纂には関与していないようである）。〔修史局日記〕一、明治一九年正月一三日条に

非職八等掌記小川長和（略）同御用掛（略）顕川良辰之六名ヨリ辞

表差出候ニ付、内閣書記官へ送付、即日願之通罷免相成候事、とあり、前日条に「小川長和已下十五名写字生被申付候事」とみえることから、明治一九年正月の、太政官附属の修史館廃止と内閣臨時修史局設置に際し、良辰は写字生になつたと思われる。翌年五月一九日には毛利家へ古文書借用について照会のため派遣され、一二月二六日には一級写字生として慰労金を受けている。<sup>(25)</sup>

【内閣文庫】

明治二二年一〇月二六日、顕川良辰より内閣記録局が「水記等」二

六冊を購入した。<sup>(26)</sup> 〔新収書籍元簿和漢、明治二十一年〕第一冊には「八幡行幸次第外」二十五冊

〔顕川良辰ヨリ買入〕<sup>(先)</sup>

購買代金 金五拾円 明治二十一年十月二十六日交状会計局

明治二十一年十一月二十四日

〔通知済〕<sup>(未印)</sup>

とあるのみで、水記の書名は見当たらない。しかし、水記原本に付された架番号「古一八／三五八」を手がかりに考えると、このとき同時に購入された二六冊の内訳は

石清水行幸次第

一冊  
二六事中

石清水行幸次第

一冊  
二冊

石清水行幸次第

一冊  
一冊

備忘記

一冊  
一〇冊

二水記

であることは間違いない。油小路隆前の日記「備忘記」以外の五点は中世の原本・写本であり、すべてに「中行藏書」印が捺されている。また、

「石清水行幸次第」は二種ともに油小路隆真藏書印があり、「深山記」（山槐記）には隆真の子隆典の藏書印「隆典」がある。これらは中山定親書写本であり、「油小路家書目録」<sup>(29)</sup>にも見える。この二六冊はもとは一括して油小路家に伝来しており、それが同じく一括して鷺尾家および猪野中行の所蔵を経て内閣文庫に購入されたのである。

三、写本

1、主要な写本

ア、東山御文庫本

慶長六年に後陽成天皇の命により廷臣が原本を分担書写した禁裏書写本を、明暦年間（一六五五～八）に後西天皇を中心にやはり分担して写

したもの。全冊に「明暦」印が捺されている。親本全二五冊のうち一五と一六、一八と一九、二一と二二をそれぞれ合冊し、全二二冊としている。現在、最後の第二三冊が欠けているが、禁裏書写本の本文を忠実に伝えている。実際に他本と校合してみれば明らかであるが、現在写本でしか伝わらない部分ではこの本が最も優れた本文を伝えている。<sup>(31)</sup>永正一四年三月八日条や同一六年正月一七日条などには諸本共通の脱落があるが、東山御文庫本により補うことができる。また、全冊に慶長書写の際に付けられた表紙が含まれており、そのうち永正一四年記から大永二年春記までは諸本に共通して欠けているものである。特に永正一六年冬記は現在原本は伝わらないが、東山御文庫本にのみ原表紙が書写されており、本文も最も他本と異なる箇所が多い。一例を挙げると、一〇月一三日条のうち中御門本では

経上従殿上堂上、

とのみある部分が、東山御文庫本では

経上官座有揖、左少弁、進立、拝舞如恒、申次左少弁也、舞踏了従殿上、

とあり、同日条でやはり中御門本では

次対揖退、奉事緒入無名門、 東等

とのみある部分が、東山御文庫本では

次対揖退、奉事緒入無名門、 烏駄、帰出揖、次対揖、頭弁退入、次一両歩近寄令舞踏給、

其儀如常、毎度先突左足、從右足令起給、番長前二拜後二拜前二度称警蹕、 舞踏了直衣文、両袖平緒末等、 入無名門、

とある。これらの脱落を補えるのは東山御文庫本のみであり、極めて貴重な写本であるといえよう。

イ、尊經閣文庫二八冊本

貞享元（一六八四）年一二月から翌年一月にかけて、加賀藩主前田綱

紀の命により、当時油小路家所蔵の原本一八冊および補写本七冊と、

『二六事中』原本二冊・『水記総目一冊の計一八冊を精巧に影写したものの。補写本は天和元（一六八一）年と翌年に油小路隆真が小川坊城俊広所蔵本（東園基量本によるものか）などを用いて写させたもので、総目は延宝七（一六七九）年にやはり隆真が父隆貞の命により作成したものである。現在、補写本七冊のうち五冊と『水記総目』は内閣文庫所蔵の原本から欠けている。<sup>(34)</sup>なお、隆貞は綱紀に家蔵書の目録を示すとともに、秘蔵の歌書を贈つたりしている。<sup>(35)</sup>

ウ、尊經閣文庫一〇冊本

承応元（一六五二）・二年に東園基賢が、「官庫之秘本」すなわち禁裏書写本のうち、永正一四年記から大永二年春記までの一〇冊を写した本（以下、東園本と称す）を直接模写したもの。延宝七年に持明院基輔がその旨の奥書を加えている。永正一七年秋目録がないのが特徴で、この系統の写本は、例えば中御門本などの諸本に欠く大永元年一二月七日条指図の「二間」の「二」があるなどの共通点をもつ。本文は中御門本などの諸本より良質である。

エ、彰考館本

もと全一二冊だが昭和二〇年に戦災で焼失し、第一冊（永正元・二年記）のみ現存する。『館本出所考』によれば、まず永正一四年から大永二年春までの「旧本」があり、元禄元（一六八八）～三年に東園基量（基賢の子）所蔵本により残りを補写している。おそらく園基福所蔵本を用いて、東園本は基量の手により元禄元年までに増補されていたのである。

オ、陽明文庫一〇冊本

永正一四年～大永二年春記までの全一〇冊で、いわゆる新写本である。

次の魚菜文庫本とは各冊の丁数が完全に同じであり、その親本と思われる。永正一七年秋目録があり、大永元年一二月七日条指図の「二間」の

「二」がないなどが特徴で、尊経閣文庫一〇冊本とは別系統のもの。

カ、魚菜文庫本

元禄四（一六九二）年に平松時方（一六五一～一七一〇）が書写した

もの。全一〇冊。永正一四年記から大永二年春記までは陽明文庫一〇冊本と丁数までほとんど同じで、それに増補して形成されたもの。享禄元年春夏記は正月から四月六日条までを禁裏書写本系、七日条以降六月までを別系統本文により取り合わせており、この様式の写本が多い（付表参照）。安西雲煙・石井泰次郎旧蔵、慶應義塾大学附属図書館所蔵。

キ、平松二五冊本

永正一四年～大永二年春記までは陽明文庫一〇冊本を丁数まで完全に同じに写し、それ以外を禁裏書写本系本文により補つたもの。天文元年秋冬目録を毎日改行せず、縦追い込みの形式で六箇月分連続して記している。また、禁裏書写本にも欠けており慶長六年段階で他と離れてしまつていた大永三年秋冬記を含み、そのうち冬記は孤本である。平松家旧蔵、京都大学附属図書館所蔵。

なお、平松二五冊本は他にない大永三年秋冬記を含んでいたり、大永七年記中扉に慶長六年書写本の面影を伝えているなど、二水記諸本の中で特異なものである。これはおそらく、平松時量（時方の父）が後西天皇の蒐書活動の際に、御書籍預衆として活躍したことと関係すると思われる。

ク、中御門本

延宝七（一六七九）～天和二（一六八一）年に中御門資熙（一六三五～一七〇七）が書写したもの。全一七冊。永正一四年～大永二年春記は陽

明文庫一〇冊本系で、享禄元年記は魚菜文庫本と同じ特徴をもつが、あまり善本ではない。なお、現在大永七年記を欠くが、この部分も資熙は

書写しており、それを壬生季連が抄写している（壬生本）。また、現在柳原七冊本に含まれる大永三年秋記も、以前は中御門家所蔵のものであつた<sup>40</sup>。勧修寺家旧蔵、京都大学文学部博物館所蔵。

ケ、菊亭本

永正一四年～大永二年春記までは中御門本と同系統で、それ以外はすべて禁裏書写本と同系統の写本。全二二冊。今出川家（菊亭家）旧蔵、京都大学附属図書館所蔵。

コ、庭田本

全二五冊。全体的に平松二五冊本にかなり近い写本であるが、永正一七年秋目録がない。また、同一六年正月一七日条の諸本共通の脱落がなく、これは東山御文庫本以外では唯一の写本であり、おそらくある時期に改めて東山御文庫本を以て永正一六年春記を独自に校合したことが考えられる（他の脱落は諸本と同じ）。庭田重条（一六五〇～一七二五）の藏書印「重条」がある。皇典講究所旧蔵、宮内庁書陵部所蔵。

サ、葉室二二冊本

魚菜文庫本と同系統であるが、永正元・一年を禁裏書写本系により増補し、享禄元年秋記を欠く。大永六年夏記の別系統本文は勧修寺本『驚尾記』と微妙に異なる善本である。葉室頼孝（一六四四～一七〇九）の藏書印「高藤正統三十世葉室頼孝」がある。宮内庁書陵部所蔵。

シ、葉室八冊本

葉室二二冊本に欠けている部分を、平松二五冊本系本文により補うために写されたもの。頼孝の子頼重（一六六九～一七〇五）の署名と藏書印「頼重」がある。宮内庁書陵部所蔵。

ス、柳原七冊本

永正一四年～大永二年春記は陽明文庫一〇冊本系で、これに平松二五冊本系により増補したもの。次の柳原三冊本ももとは同じ一連の写本で

あつたが現在は別々になつており、三冊本の部分は新たに補写本で補つてしまつてゐる。三冊本も一連のものとして考へると、①永正一四〇大

永二年春記と同六年夏記別系統本文部分には柳原資廉（一六四四～一七  
一二）の蔵書印「資廉」と「柳原藏書」<sup>41</sup>があり、②永正元・二年、大永

六～享禄元年の部分は「柳原藏書」印のみあり、③大永二年夏～三年夏、  
同五年、享禄三～天文元年の部分と新たな補写本には「柳原庫」の印が

ある。このことから、まず①の部分が資廉の手で形成され（園基福所蔵  
本によるか）、ついで②、そして間を置いて③と増補され、三段階に写  
本が形成されたことがわかる。宮内庁書陵部所蔵。

このほか、中御門家旧蔵の大永三年秋記を含んでおり、これは九月二  
八日条の途中からと三〇日条を欠くが、全体に脱落箇所が少なく、平松  
二五冊本の本文よりも原本に近いと思われる。また、末尾に同年一二月  
二五日条も付されているが、この部分は同じく宮内庁書陵部所蔵柳原本  
の『大永三年十二月御灌頂記』をそのまま写したものである。

#### セ、柳原三冊本

永正一四・一七年夏（ともに柳原資廉の蔵書印「資廉」「柳原藏書」  
がある）、大永七年春夏（「柳原藏書」印のみある）だけのもの。古く転  
法輪三条家に貸し出されたままになつていて、嘉永年間に転法輪三条  
実万から返却されたものであることが明治一五年八月の柳原光愛奥書に  
よりわかる。もとは柳原七冊本と一連の写本。宮内庁書陵部所蔵。

#### ソ、勧修寺本『鷺尾記』

大永六年四月七日条から六月末までのもの。勧修寺経広（一六〇六～  
八八）<sup>42</sup>旧蔵本。補書部分の書き方や註記の形態など、慶長書写本系の本  
文よりも原本の体裁をよく伝えており、別系統の本文である。この系統  
の写本も多いが（付表参照）、それらのなかでもっとも古い善本である。  
全一冊。京都大学文学部博物館所蔵。

## 2、写本の成立過程と要因

二水記の書写は、管見の限りでは慶長三年に三条西実条が自筆本をも  
とに行つたのが確認できる最も早いものである。現在、北野天満宮所蔵  
本などの享禄元年記末に

右以鷺尾中納言隆康自筆之本令書写畢、就中校合及再々返者也、

慶長三

#### 八月日

藤原実条在

という実条書写奥書が見える（付表参照）。この実条書写本そのものの  
存在は今のところ確認できず、散逸してしまった可能性が高い。享禄元  
年記の他にどの範囲まで書写したのかも不詳である。この奥書をもつ写  
本をみても特別な系統とみなすほどの特徴もない。おそらく実条が書写  
した本のうち、享禄元年記だけがたまたま奥書に面影をとどめている程  
度であろう。

ついで慶長六年に禁裏書写本が作られた。<sup>43</sup>これは二五人以上に及ぶ多  
くの廷臣が原本を分担書写したものであるためか、公家社会に広く流布  
したようで、結論から言えば現在の諸写本はほぼすべてが直接的・間接  
的にこれを祖本としている。慶長書写本自体は現在その存在が確認でき  
ず、おそらく寛文元（一六六一）年の禁裏仙洞御所火災により焼失した  
と思われるが、幸いにも焼失以前に転写が行われていた。承応元（一六  
五二）・二年の東園基賢による書写と、明暦年間（一六五五～八）の後  
西天皇を中心とする分担書写である。

基賢による書写は永正一四年記から大永二年春記までの一〇冊だけに  
ついて行われた。この本は現在尊經閣文庫一〇冊本により内容を知るこ  
とができる、禁裏書写本に付いていた書写担当者等を記した表紙（以下、  
禁裏本表紙と称す）はすべて写されていない。同様の写本に陽明文庫一  
〇冊本があり、おそらく両者は元来どちらかがどちらかを親本とする関

係であつたと思われる。現在の両者を比較すると、先述のように尊経閣文庫一〇冊本には永正一七年秋目録がなく、陽明文庫一〇冊本にはある。逆に、例えば大永元年一二月七日条指図の「二間」の「二」が前者にはあるが、後者はない。このようにこの二本の本文は優劣つけがたく、どちらが親本になるのかの判断も難しい。ただし、両者ともに永正一四年三月八日条や一六年正月一七日条・一〇月一三日条などに大きな脱落部分があり、東山御文庫本と比較すると善本とは言えない。

後西天皇の書写は禁裏書写本の全体に亘つて行われた。<sup>(45)</sup> この本は東山御文庫本として現存し、禁裏本表紙も全冊写されている。先に例示したように、他の写本の誤脱を訂正できる箇所がきわめて多い。逆に東山御文庫本より他の写本が正しいところは、単純な誤脱である場合がほとんどで、書写の過程で勝手に直したものと考えられる。現在、禁裏本表紙を部分的に含む写本が数多くあるが（付表参照）、これらはすべて東山御文庫本を祖本とするのである。また、例えば永正元年九月記冒頭の「九月大」や、大永元年夏目録の「五月」などの文字は東山御文庫本で脱落しているが、同じ脱落のある写本も多い。これらは禁裏本表紙がなくても東山御文庫本を祖本としていると判断できるのである。

以上が慶長禁裏書写本を親本とする写本であるが、実際にはこれらと同じ構成の写本は少ない。付表を一覧すれば明らかであるが、①永正一四年記から大永二年春記までの一〇冊分は完全に揃つていて、②その前後の部分も含み、③禁裏本表紙は①の部分にはないが②の部分にはある、という共通点をもつ写本が多い。①について言えば、大永二年春記と夏秋冬記とが一連でない、つまり春記はあるのに夏秋冬記はないという写本が大変多い。永正元・二年記と同一四年記についても同様であり、この切れ目は自然に考えればきわめて不審である。②については、諸本はさまざまな特徴をもつ本文の組み合わせで構成されており、永正一四年記から大永二年春記までの一〇冊分が流布した。そしてその本文は、尊経閣文庫一〇冊本系のものと、陽明文庫一〇冊本系があつた。②その後、この一〇冊分に東山御文庫本系の本文を用いて前後に増補することが個別に行われるようになつた。その際、どれだけの部分のどのような本文が利用できるのか、という条件がさまざまであつたため、その構成には複雑な組み合わせが生まれた。③東山御文庫本が優れていることは注意深く本文を比較すれば簡単に判定できそうであるが、すでに保有している永正一四年記から大永二年春記まではそれをそのまま利用し、改めて別に書写や校合は行わなかつた。そのため東山御文庫本にのみ諸本と異なる箇所が多いのである。このように考えれば、①から③の共通点を整合的に理解できよう。実際に、先に示した彰考館本や葉室本、柳原本ではこのような写本形成の過程がはつきりとわかるのである。

なお、二水記の写本が数多く作られた要因について、中世公家日記研究会は隆康没後六八年間に及ぶ鷺尾家の断絶との関連を指摘している。<sup>(46)</sup> しかし、断絶中に書写されたと思われるものは慶長三年の三条西実条書写本と同六年の禁裏書写本だけであり、現存する写本のすべては慶長六年の鷺尾家再興より後に書写されたものである。むしろ、二水記の音楽に詳しいという特徴が写本作成の要因として挙げられるべきである。例えば東園基賢・基量、中御門資熙・今出川公規・柳原資廉・庭田重条・持明院基輔などはともに宮中の樂会に参加していることが『基量卿記』に度々みえるが、これらの人々はいずれも二水記の写本を所持し、

四年記から大永二年春記までとは全く様相が異なる。③は実にはつきりしており、永正一四年記から大永二年春記の禁裏本表紙をもつのは東山御文庫本とその転写本である高松宮本だけである。これらは何を意味するのであろうか。

参考にしていたと思われる。また、延宝六年に東福門院徳川和子の、同

八年には後水尾院の葬礼が行われたことも、大永六年の後柏原天皇葬礼儀に詳しい二水記の需要を高めており、このような実用性から多くの写本が作られたと考えるべきであろう。

### おわりに

以上、二水記の原本と写本について、これまで私が編纂担当者として知り得た内容を述べてきた。最後に諸本研究の結論として、原本が欠けていて写本を利用せざるを得ない部分の、最善の本文についてまとめておくこととする。

慶長六年禁裏書写本の転写本では圧倒的に東山御文庫本が優れた本文を伝えており、基本的にはすべて東山御文庫本を利用すべきであろう。東山御文庫本すら欠けている大永三年秋冬記については孤本である平松二五冊本を用いるが、柳原七冊本がある部分は校合する必要がある。

また、大永六年春夏記は、もともと慶長禁裏書写の際にあまり忠実に原本を写さなかつたと思われ、東山御文庫本は原本の上欄補書を本文と並べてしまふなど、原本の体裁を改めている箇所が多い。一方、四月七日条以降の別系統の本文は、その上欄補書や註記の形態から判断して、禁裏書写本とは別に原本から直接書写されたものを祖本としている。そのため、大永六年夏記は四月六日条までは東山御文庫本を、七日条から六月末までは別系統本文のうち最古のものである勸修寺本『鷺尾記』を底本として、東山御文庫本その他を校合に利用する取り合わせ本とすべきであろう。

本稿を執筆するに当たり、諸本の調査の際には所蔵機関各位に大変お世話になった。末筆ながら深く感謝する次第である。

### [註]

(1) 近藤圭造校訂、近藤活版所発行。

(2) 後述のように、原本は明治二二（一八八八）年に内閣記録局が購入しており、それ以前から原本であると判明していた。ほぼ同時に購入された大乘院寺社雜事記は一九三一年に活字本として刊行され、蜷川家文書はその翌年に史料編纂所でレクチグラフが作成されていることを考へると、二水記原本の所在がなぜ戦後まで忘れられていたのかという疑問点が残る。

(3) 『史料纂集会報』一四、一九七〇年。

(4) この「正親町家本」の二水記というのは管見の限り目録類にもみえず、存在が確認できない。あるいは勸修寺経雄氏所蔵本の誤りか。

(5) 史料編纂所の大日本史料第九編編纂室には国民精神文化研究所の原稿用紙にペン書きで二水記を翻字したものが残されている（全一九冊）。底本は国文学研究資料館所蔵本で、一九四三年に尊經閣文庫一八冊本と対校している。

(6) 益田宗「二水記について」『東京大学史料編纂所研究紀要』一、一九九一年。

(7) 中世公家日記研究会「戦国期三人の公家日記」「戦国期公家社会の諸様相」和泉書院、一九九一年。

(8) 例えば大永七年春目録は、慶長六年禁裏書写本の写しである東山御文庫本にも欠けているが、現在は破損部分が大きいながらも裏打によりかろうじて読めるようになつてゐる。また、もとの料紙と裏打紙とにまたがつて油小路隆眞の藏書印が捺されている。これらのことから、この裏打は慶長六年書写以後、油小路隆眞所蔵となる以前の、一七世紀中頃に施されたのである。

(9) 二水記享禄四年一二月一七日条に「從今日至廿五日間事在別記」とあり、『寓記』はまさにこの「別記」に相当する。

(10) 東山御文庫所蔵。本稿付録の二水記諸本一覽参照。

(11) 『南都神楽記』の天文二年一一月一八日山科言継書写奥書に「這一冊

両度之記、持明院中将基孝朝臣本也」とみえる。

(12)

架番号S貴三七／一／一。隆康の記録を写した部分は『大日本古記録

二水記』四に逸文として収めた。

(13)

なお、大永五年記は現在、夏記が欠けており、益田氏前掲註(6)論文の付表においても春・夏・秋冬の三冊に分かれていたとされているが、現存する秋記冒頭には単に「七月大」とあり、一水記では冊を改める場合、必ず冒頭に年次を註記していることからみて、もとは春・夏・秋冬の二冊に分かれていたと考えられる。

(14)

前掲註(6)論文。

(15)

宮内庁書陵部所蔵、全一冊。架番号柳七〇一。冒頭に「四辻公音記歟」という註記があるが、内容・文体からみて『山科家断簡』の同日の記録の前半部分であると認められる。これらも『大日本古記録』二水記』四に逸文として収めた。

(16)

『言継卿記』天文二年三月六日条に「二跡断絶、弥一家之零落、愁傷々々」とある。隆康には男児一人、女児一人が確認できるが、長男隆恵はすでに出家して勧修寺西林院に入室しており、次男は享禄元年に夭逝している。残された女児は当時わずか七歳であった。

(17)

寺田貞次『京都名家墳墓錄』上(山本文華堂、一九二三年)による。

(18)

金沢市立図書館所蔵『松雲公採集遺編類纂』九一、書籍五(史料編纂所所蔵写真帳による。架番号六一〇一／一／一四)に收められている「油小路家書目録」によれば、元禄八年以前に、甘露寺親長・元長、中山定親・康親などの自筆・書写記録類を多く所蔵していることがわかる。

(19)

内閣文庫所蔵、架番号古一八／三五六。文化一四年七月一三日から一〇月一二日までの日記。文政元年八月鷺尾隆純書写本。

(20)

架番号一四七／六九〇。

史料編纂所所蔵、架番号〇一七〇／一一。

史料編纂所所蔵、架番号〇一七〇／一五。

史料編纂所所蔵、架番号〇一七〇／一二。

史料編纂所所蔵、架番号〇一七〇／九。

史料編纂所所蔵の謄写本『百寮訓要抄』(架番号二〇五六／八三)は良

(26)

『内閣文庫百年史 増補版』三〇〇頁、汲古書院、一九八六年。なお、

同日付で蜷川家古文書・豊島氏文書・沢氏古文書を、一月三〇日付で

大乗院文書も購入している。明治一九年からの内閣臨時修史局は二一年

一〇月に廃止され、同月から修史事業は帝国大学臨時編年史編纂掛に移

る。これらの貴重な史料の購入がこの時期に集中している背景には、当

時の内閣書記官長田中光顯が古文書に詳しかったこともあるが、修史事

業が大学に移るという官制上の変化の影響もあったのであろう。

(27)

内閣文庫所蔵。大賀妙子氏の御教示による。

(28)

参考までに、二水記前後の古一八函から古一〇函までの架番号をもつ

書目を列举すると以下のようになる。

古一八／三四一 倭名類聚抄

一冊 一冊

三三四三 下学集索引

三冊 七冊

三三四四 群書類從色葉分

三冊 二軸

三三四五 史料目録

三冊 一軸

三四六 東照宮二百年祭絵詞

二冊 一軸

三四七 玉音三十則

一冊 一軸

三四八 新宮成後手書賜征夷大將軍〔詩〕

一冊 一軸

三四九 瀧尻土子懷紙摸本

一冊 一軸

三五〇 切目土子懷紙摸本

一冊 一軸

三五一 上宮聖德法皇帝説

一冊 一軸

三五二 石清水行幸次第

一冊 一冊

三五三 石清水行幸次第

一冊 一冊

三五四 二六事中

一冊 一冊

三五五 深山記

一冊 一冊

三五六 備忘記

一冊 一冊

三五七 諺艸

一冊 一冊

三五八 二水記

一冊 一冊

二〇一 二水記

一冊 一冊

八二一 二水記

一冊 一冊

三五九〇 「大乘院」寺社雑事記

一冊

古二〇／三六〇イ 寺社雑事記  
三六〇口 寺社雑事記（紙背文書）

二冊  
一冊

このうち○印のものが一括して油小路家に伝来したものである。

(29) 前掲註 (18) 参照。

(30) 東山御文庫所蔵の『日記入記目録』（架番号一六三／五九／一一）に「十六之合（略）二水記 二十二冊」とあり、ある時期までは二三冊揃つていたのであろう。

(31) 『大日本古記録 二水記』四に附載した補訂表のうち、「校異」として挙げたものが東山御文庫本により中御門本の本文を改め得る部分である。

(32) 『大日本古記録 二水記』四「参考」所収「慶長書写禁裏本関係表紙」

(33) 東園基量の日記『基量卿記』延宝八年閏八月七日条には、基量が小川坊城俊広に自分の所蔵する二水記を貸すことがみえる。

(34) 文化一四年に原本が鷺尾家に移る際、油小路家に残された可能性が大きいと思われる。

(35) 近藤磐雄『加賀松雲公』中、二〇九頁、一九〇九年。

(36) 史料編纂所所蔵の謄写本による。架番号一〇〇五／一七。

(37) 『基量卿記』延宝四年四月三〇日条・五月一日条などに基量が園基福に二水記借用を申し込んで、許可されたことがみえる。

(38) 後掲註 (45) 参照。

(39) 平林盛得『後西天皇收書の周辺』岩倉規夫・大久保利謙編『近代文書学への展開』所収、柏書房、一九八二年。

(40) 中御門資熙の子秀熙が柳原資廉の養子になつたため、藏書が移行したのである。他にも資熙の藏書が柳原家に入つている。『図書寮叢刊 書陵部藏書印譜』上（明治書院、一九九六年）、八〇頁参照。

(41) 「柳原藏書」印は数種類の存在が知られているが、二水記に捺されているのはすべて柳原資廉の用いた正方形・陰刻のものである。『図書寮叢刊 書陵部藏書印譜』上、一〇八頁参照。

(42) 『基量卿記』延宝四年五月一日条には園基福が二水記を柳原資廉に貸し

ていることがみえる。

(43) 延宝六年、勧修寺経慶が近衛基熙にこの本を貸した際に書き加えた奥書に「自先君所持本也」とある。泉涌寺文書七五の『後柏原院崩御記』はこの本の抜粋と認められるが、その奥書に「此一巻本勧修寺家有之、然經広卿於家記中被拔出之、賜當寺畢」とみえ、経慶の奥書の内容が裏付けられる。

(44) 前掲註 (6) 論文参照。禁裏本表紙の人名表記（付表参照）により、書写されたのは慶長五年四月一九日（六条有広勅勘解け帰京）から七年正月七日（日野輝資出仕停めらる）までの期間に限定され、『言経卿記』慶長六年四月八日条に「禁中へ鷺尾隆康卿記大永六年秋冬分書之進上了、先日被仰出了、今日長橋殿へ参、官女して申入了、早々出来御祝着之由也」とあることから、おそらく慶長六年春夏頃に書写されたのであろう。

(45) なお、平松二五冊本などにみえる禁裏本表紙によれば、大永七年記の書写担当者は春夏が廣橋総光、秋冬が小川坊城俊昌であった。しかし、東山御文庫本では、大永七年記すべてを総光が担当したことになつてゐる。俊昌書写を示す表紙をもつ写本群（付表参照）は、東山御文庫本とは異なる、慶長禁裏書写本から直接写された本を親本としている可能性も考えられるが、本文は東山御文庫本より劣る。

(46) 前掲註 (7) 論文。

(47) 延宝元年九月七日条・同三年一月一四日条など。

(48) 例えば『基量卿記』延宝四年一二月二三日条には「（内侍所御神樂參候の）予請文准二水記隆康古案、如此書遣了」とある。

(49) 例えば『基量卿記』延宝六年六月一七日条（東福門院御凶事申沙汰別記）には「其詞大永二水記云、何ノ御程ソ、向伝奏如此云事也」とあり、二水記の記述を参考にしている。また、『基熙公記』延宝六年六月二三日条・一四日条には勧修寺経慶から『鷺尾記』を借りて書写したことがみえ、実際に『延宝六年凶事記』（別記）同月一六日条には「勸隆康卿記之處、如此、大永六年御葬礼事万疋被付泉涌寺了、尚以寺家失墜云々、將又御中陰事旧所皆以為泉涌寺、而明応度始而於般舟院被修了、今度泉涌寺再三有訴訟、雖然先被宥仰了」とあり、早速参考にしている。

## 付録 二水記諸本一覧

### 凡例

一、管見の限りの二水記の諸本を、所蔵者毎にまとめて列挙し、簡単な解説を加えた。単に「本文参照」等とあるのは、論文本文文中で言及したものであることを示す。

一、現存しないものや、現蔵者不詳のものは、ある時期にそれを所蔵していたことが確実な者を所蔵者として示した。

一、現存しないものや、現物を未見のものには、\*を付した。

一、存在する記事の年月が判明するものは、別記等を除きすべて付表にその年月を示した。

一、( ) 内は「架番号、付表で用いた略号」である。

### 【内閣文庫】

●原本 (古一八／三五八、内原本) 本文参照。

●紅葉山文庫本 (一六三／一、内紅葉)

永正一四年四月末に「右日記従当年記之畢」とあり、そこで冊が分かれている。諸本では年末に「右日記従当年始錄之畢」とあり、永正一四年記が四月末で分冊されていたという原本の古態を示している可能性も想定できるが、諸本と同じ脱落があり善本ではない。明治一五年頃、修史館により当時鷺尾家所蔵の原本と校合され、天文二年記が補写されている。全二八冊。

●和学講談所一五冊本 (一六三／七、内和15)

尊経閣文庫一〇冊本に禁裏書写本により増補しており、その部分が大東急本より多いもの。

●和学講談所二七冊本 (一六三／九、内和27)

平松二五冊本系の写本であるが、永正一七年秋目録がない。和学講談所・書籍館・浅草文庫旧蔵。

●教部省本 (一六三／二、内教部)

庭田本の写しと思われるが、永正一六年正月一七日条の脱落は諸本と同じ。教部省・内務省図書局旧蔵。全二五冊。「亞槐源(花押)」の署名のある目録折紙が付属している。

●内務省地理局本 (一六三／一、内地理)

葉室二二冊・同八冊増補本系の写本。目録はすべて横一段に記す。京都学研究院・内務省地理局旧蔵。全七冊。

●坊城本『鷺尾記』 (一四五／一三三五五、内坊城)

大永六年夏別系統のもので、小川坊城俊広 (一六二六／一七〇二) 旧蔵本。葉室二二冊本の本文に近いが、やや誤字・脱字が多い。俊広は勸修寺経広の甥。全一冊。

●『二水記略』 (一六三／五、内略本)

永正一四・一七年の抄出本を、明治一五年に修史館が浅草文庫本から写したもの。井伊雑抄と合冊されている。全一冊。

●『二水記考異』 (一六三／六)

享保一二 (一七二七) 年徳川吉宗の命により、書物奉行椎橋俊淳が京都諸司代松平忠周から送られてきた「一本」と紅葉山文庫本を校合し、両者の異同を詳しく列举したもの。「一本」は享禄元年記末に慶長三年書写奥書をもつものであったが、具体的にどの本であるかは未詳。全二冊のうち現存一八冊。

【東山御文庫】

●一二冊本 (一六／六、富東山) 本文ア参照。

●『南都神樂記』 (一二六／四)

『寓記』の写本で、天文一一 (一五四二) 年に持明院基孝 (一五一〇)

一六一）所蔵本を山科言継が書写したものとの写し。基孝の父基規は隆康とともに春日社神樂に参向しており、その関係から写本が作られたと思われる。末尾に天文二一年神樂記を付載している。全一冊。

【宮内庁書陵部】

●庭田本（二二六四／七四六、宮庭田） 本文コ参照。

●葉室三二冊本（葉一一九四、宮葉22） 本文サ参照。

●葉室八冊本（葉一二七七、宮葉8） 本文シ参照。

●柳原七冊本（柳五六〇、宮柳7） 本文ス参照。

●柳原三冊本（柳五六二、宮柳3） 本文セ参照。

●柳原本『永正一五年御箏灌頂事』（柳七〇二） 本文参照。

●柳原本『大永三年十二月御灌頂記』（柳一二七八） 本文参照。

内容は『水記大永三年一二月二五日条』、指図など平松二五冊本の同日条を補うことができる。全一巻。

●壬生本（F九／一九一、宮壬生）

壬生季連（一六五五～一七〇九）による中御門本からの抄出本。全二冊。現在中御門本に欠く大永七年記の部分も含む。

●鷹司本（三五〇／二三〇、宮鷹司）

葉室三二冊本にかなり近い写本であるが、永正一七年秋目録がなく、大永五年春・六年夏を欠く。鷹司政通（一七八九～一八六八）・輔熙（一八〇七～七八）親子により収集されたものと思われる。大正一〇年書き陵部へ献納された（中村一紀「鷹司家文庫の書誌的研究」『書陵部紀要』四四、一九九二年）。全一〇冊。

●久世本（二五七／二三四、宮久世）

永正一四～大永二年春までは尊経閣文庫一〇冊本系、同七・享禄元年

は北野社本系のものに、天保六（一八三五）年久世通理が孫にあたる広橋胤保の書写本（広橋本）を用いて増補したもの。全一〇冊。

●桂宮本（三五三／一九二、宮桂宮）

永正一四・一五年のみ。全一冊。松下見林・桂宮家旧蔵。

●八冊本（二二五五／一六一、宮8）

幕末か明治頃の写本と思われるもの。

●二冊本（二二五九／二六七、宮2）

大永二年春・六年春、享禄元年のみのもの。

【尊經閣文庫】

●二八冊本（尊經28） 本文イ参照。

●一〇冊本（尊經10） 本文ウ参照。

【京都大学】

●中御門本（京中御） 本文ク参照。

●菊亭本（五一〇四／二、京菊亭） 本文ケ参照。

●平松二五冊本（平松三／二一一、京平25） 本文キ参照。

●平松本『大永六年後柏原院崩』『水記』（平松三／二一一、京平1）

勧修寺本『鷺尾記』に近いが、わずかに誤写・脱字がある。全一冊。

●松木本（京松木）

大永三～七年までの三冊のみ。すべて禁裏書写本系。勧修寺家旧蔵、

文学部博物館所蔵。

●勧修寺本『鷺尾記』（仮五三三／通五七八／三三四、京勧修） 本文

ソ参照。

【史料編纂所】

●北小路本（四一七三／五、史北小）

紅葉山文庫本と同系統だが、大永六年夏は禁裏書写本系のもの。全二七冊。北小路家旧蔵。

●押小路本（押に／三、史押小）

葉室三二冊本系の一部を欠く写本。全一〇冊。押小路家旧蔵。

●徳大寺本（徳大寺〇四／五、史徳大）

永正一六年春四月までの四冊のみ現存。もと全二七冊。宝永元（一七〇四年）に阿野公緒所蔵本（三条西三冊本）を十念寺沢道が写したもの。徳大寺家旧蔵。

●『山科家断簡』第一巻の内（S貴二二七／二二一）本文参照。

【神宮文庫】

●豊宮崎文庫本（一五六九、神豊宮）

魚菜文庫本に近いものであるが、永正一四・一五年と大永七年以降を欠く。塙忠宝より贈られ、天保七（一八三六）年に足代弘訓が奉納したもの。全一〇冊。

●林崎文庫一五冊本（一五六七、神林15）

池田本とほぼ同じであるが、大永七年秋冬記の禁裏本表紙がない。

●林崎文庫一二冊本（一五六八、神林12）

大永六年夏は取り合わせ本。特徴なく系統不明。

●林崎文庫本『三水記抜書』（一五七〇、神林1）

天明四（一七八四）年村井敬義奉納本。大永六年夏別系統本文から抄出したもの。全一冊。

●神宮司序本（一五六六、神司序）

魚菜文庫本系に近い写本。三条家関係の人名に朱点が付されている箇所があることや、享禄元年二月一〇日条上欄に「此勅筆目六于今在四辻家」と註記されていることから、三条家に近い公家の所蔵本であったと思われる。全一七冊。神宮司序旧蔵。

【国会図書館】

●六冊本（わ二二〇、四／四五、国会6）

葉室三二冊・同八冊増補本系の写本。もと全二冊を合冊して六冊にしている。桑名藩松平家・桑名藩校立教館・白河藩松平家旧蔵。もと東

京書籍館本。

●八冊本（わ一一〇、四／四四、国会8）

嘉永三（一八五〇）年日野西家所蔵本を持明院基延が書写したもの。

北野本と同じ奥書をもつ。持明院家・榎原芳埜旧蔵。もと東京図書館本。

●『左少将隆康私記』（一〇六／合一／一九〇、国会1）

永正元・二年と、同一四年正月の残闕（永正二年五月記混入）のみ。明治三〇年購入。『改定史籍集覽』翻刻の底本。全一冊。

【国文学研究資料館】

●一八冊本（ヤ二二／八三、国文研）

全体制的に陽明文庫一〇冊本系および禁裏書写本系の写本。『弘文荘待賈古書目』一一（一九三八年）に掲載されていたもの。国民精神文化研究所所蔵本となり、大永六年秋冬・七年、享禄三年・四年秋冬・天文元年秋冬の部分は尊経閣文庫二八冊本と校合され、一部には割り付けまで施されている。

【国文学研究資料館史料館】

●三条西三冊本（三三A／五三二九〇～一、国史3）

永正元・二年（禁裏書写本系本文）、大永二年のみ。もと全二七冊。阿野公緒（一六六六～一七四二）旧蔵、のちに三条西家所蔵。昭和二三年度史料館購入。

●三条西一冊本（三三A／五二八九、国史1）

元長卿記と合冊されている。大永二年のみ。三条西三冊本の転写と思われる。三条西家旧蔵。

【天理図書館】

●二三冊本（六四／吉一八、天理23）

尊経閣文庫一〇冊本系のものに永正元・二年と大永六～享禄元年を増補したもの。享禄元年記末に慶長三年書写奥書がある。吉田家旧蔵本。

- 一〇冊本（六四／吉一九、天理10）

陽明文庫一〇冊本と同系統の写本。吉田家旧蔵。

【無窮会神習文庫】

- 櫛笥本（二九六八、無櫛笥）

葉室二二冊・同八冊増補本系の写本。全一九冊。櫛笥家旧蔵。

- 藤波本（二九六九、無藤波）

大永六年のみで、葉室二二冊本系のもの。全一冊。藤波家旧蔵。

- 鷺尾本（二九七〇、無鷺尾）

大永二年正月のみ。全一冊。鷺尾隆長（一六七一～一七三六）旧蔵。

- 井上本（一八九一、無井上）

大永六年夏別系統本文の抜書。全一冊。明治一五年以降に井上頼国が書写したもの。

【陽明文庫】

- 一〇冊本（II A三／一五、陽明10） 本文才参照。

- 一冊本（II A三／一五／一一、陽明1）

大永二年春記のみであるが、自筆本を忠実に書写したもの。

- 抜書本（II A三／一五／一二、陽明抜）

大永二年から享禄五年までの範囲で抄出したもの。全一冊。別に、以上計二二冊の目録一冊がある。

- 『大永六年凶事記』（II A三／一九一一七、陽明凶）

延宝六（一六七八）年に勸修寺本『鷺尾記』を近衛基熙が書写したものの。全一冊。

- 『寓記』（一五函三七号） 本文参照。

【大東急記念文庫】

- 一七冊本（一一／一七／一七／二〇七八、大東急）

尊経閣文庫一〇冊本に、大永二年夏以降の一部分を、禁裏書写本系の

本文により増補したもの。全一七冊。青蓮院旧蔵。

【国立歴史民俗博物館】

- 高松宮本（H／六〇〇／五六、歴民博）

東山御文庫本の忠実な写本であるが、永正一六年・一七年春夏、大永元年春夏を欠き、一部に脱字がある。全一七冊。

- 高松宮本『南都神樂記』（H／六〇〇／九四〇）

東山御文庫本『南都神樂記』と字配りまで完全に同じもの。全一冊。

【彰考館】

- 一二冊本＊（卯二／五六一〇、彰考館） 本文才参照。

- 『春日社御神樂類記』（子二二）

元禄三年に東園基量所蔵本を写したもの（館本出所考）。内容は『南都神樂記』と同じ。全一冊。もと数冊のものを合冊しており、他の年次の記録も多く含まれている。史料編纂所所蔵の謄写本による。

【慶心義塾大学】

- 魚菜文庫本（二四二／一四一九、慶心大） 本文才参照。

【大阪府立中之島図書館】

- 一二〇冊本（三三三四、四／一八、中之島）

享保二（一七一七）年に吉見幸和（一六七三～一七六二）が魚菜文庫本を写したもの。

【静嘉堂文庫】

- 一二〇冊本（一八八〇八／一〇／一〇七 一六、静嘉堂）

庭田本と同系統だが、脱落は教部省本と同じ。延享二（一七四五）年に姉小路本を山科師時が書写し、寛政四（一七九二）年に師時の孫忠言が一部分を原本と校合した本を、寛政五・六年に八条隆礼が書写したもの。八条家旧蔵。

【北野天満宮】

● 四冊本（九／九／一〇、北野社）  
大永二年春と大永六、享禄元年のみのもの。賀茂三手文庫旧蔵。大永六年夏は取り合わせ本で、享禄元年記末に慶長三年八月三条西実条が隆康自筆本を写した旨の奥書きがある。

【京都府立総合資料館】

● 広橋本（特／九二七／六一、京都府）

天保六（一八三五）年に広橋胤保が柳原隆光所蔵本（柳原七冊本）を写したもの。全七冊。

【岡山大学】

● 池田本（二二〇、〇八／三三三／池田、岡山大）

葉室二冊本系の写しであるが、一部を欠く。全一五冊。土肥経平（一七〇七～八二）・池田家旧蔵。

【多和文庫】

● 『二水記抄』（四／五、多和）

天理二三冊本系からの抄出本。文化一一（一八一四）年讃岐の豪商梶原景惇（一七六二～一八三四）が京都の古書肆竹苞楼から本を借りて写了もの。のちに松岡調の多和文庫所蔵となり現在にいたる。全一冊。

【蓬左文庫】

● 二八冊本（六七／三、蓬左）

明治一五年頃以降に、修史館により原本と校合済みの紅葉山文庫本を忠実に写したもの。

【都立中央図書館】

● 特別買上諸家文庫本（特別買上文庫／三七五九、日比谷）

豊宮崎文庫本と同系統の写本。落合某・安藤正次旧蔵。全五冊。もと日比谷図書館本。

【秋田県立図書館】

● 一三冊本（庚／一三、秋田県）

平松二五冊本系の写本。もと全二四冊だが、現在は合冊などもあつてか一三冊。河邨家旧蔵。明治三四年購入。

【学習院大学】

● 一七冊本（四〇四／六一、学習院）

平松二五冊本系の写本。明治三九年購入。

【大和文華館】

● 鈴鹿本（鈴鹿文庫／一八二五／二九、文華館）

葉室二冊・同八冊増補本系の写本であるが、永正一七年秋目録がない。全一五冊。鈴鹿連胤（一七九五～一八七二）旧蔵。

● 鈴鹿本『二水記抄出』（鈴鹿文庫／一八四〇）

内容は一部表記を改めた『続史愚抄』の抄出と覚書で、二水記ではない。全一冊。鈴鹿連胤旧蔵。

【本居宣長記念館】

● 『二水記抜書雑記』（三七、本居）

本居宣長の抄出本。園太曆抄出と合冊されている。全一冊。なお、宣長は『石上雑抄』や『玉勝間』に二水記をしばしば引用している。

【東洋文庫】

● 『二水記 諒闇中奏慶記』（三／H aヘ／一一）

内容は諸記録の抜書。二水記は大永六年五月二七日条のみ。全一冊。桑名藩松平家・白河藩松平家旧蔵。

【一条家】

● 一五冊本\*（一条）

永正元～大永二年春・同六、天文元年までのもの。焼失し現存せぬか。史料編纂所所蔵の『一条家書籍目録』（架番号RS四一〇〇／一〇五）による。

●『南都神樂之記』\*

前掲『一条家書籍目録』に「鷺尾記也、大永五・享禄四」としてみえる。全一冊。焼失し現存せざる。

【曼殊院】

●一〇冊本\* (曼殊院)

永正元～天文元年までのもの。永正一四年記は五～一二月のみ。享保年間成立の『曼殊院藏書目録』(京都大学国語国文資料叢書五〇)、臨川書店、一九八四年)による。

【名古屋市立鶴舞図書館】

●河村文庫本\*

全一冊。戦災で焼失。河村家(秀穎・秀根・益根)旧蔵、大正一一年購入。同図書館閲覧室常備『市立名古屋図書館別置図書目録』一による。

【広島文理科大学】

●六冊本\* (チ／一八四六)

写本。戦災で焼失。『広島文理科大学和漢図書目録』追加一下(一九三三年)による。

【九条家】

●二七冊本\*

江戸時代の写本。昭和二三年弘文荘購入。現在の所在は未詳。史料編纂所所蔵の『九条家砂川邸文庫入目録』(大正元年一月改正、架番号RS四一〇〇／七)及び反町茂雄『一古書肆の思い出』三(平凡社、一九八八年)による。

【カリフオルニア大学バークレー校】

●三井文庫本\* (一六)

永正元～天文元年まで、全一〇冊。三井宗辰(一八四五～一九二二)収集本。一九五〇年バークレー校購入。長谷川強他「カリフオルニア大

学バークレー校旧三井文庫写本目録稿」(『調査研究報告』五、国文学研究資料館文献資料部、一九八四年)による。

【エール大学バイネッケ図書館】

●写本\*

永正元・二年を欠く流布本系のもの。中世公家日記研究会「戦国期三人の公家日記」(『戦国期公家社会の諸様相』和泉書院、一九九二年)による。

【萩毛利家】

●二三冊本\*

『補訂版国書総目録』六(岩波書店、一九九〇年)による。

【多家】

●一冊本\*

抜書か。二部あり。多忠敬書写本。『補訂版国書総目録』六による。

●『二水記御神楽拔書』\*

全一冊。『補訂版国書総目録』六による。

【山井家】

●『二水記拔書』\*

山井景昭氏所蔵。永正元～一六年までの部分から抄出した「管弦之部壱」の一冊のみのもの。明治八年頃山井景順抄出。平出久雄「山井景昭氏雅楽藏書目録 上」(『東洋音楽研究』九、一九五一年)による。

なお、以上のほか、各種書目集にも二水記が記載されており、例えば寛政三(一七九一)年刊行の藤井貞幹編『国朝書目』に「十五卷」、享和二(一八〇二)年刊行の尾崎雅嘉編『群書一覧』に「写本、十卷」、明治二九年序の西村兼文編『続群書一覧』に「写、十九冊」とみえる。これらが具体的にどの本を指しているのかは定かではない。

年	月	現存	往時の原本	慶長禁裏書写本		内 原本	内 紅葉	内 和15	内 和27	内 教部	内 地理	内 坊城	内 略本	宮東山	宮庭田	宮葉22	宮柳8	宮柳7	宮王生	宮鷹司	宮久世	宮桂宮	宮8	宮2		
				書	写																					
永正元	正~2			六条有広	1																					
	3~12																									
永正2	正~11																									
永正14	四季	写本	第一	2	水無瀬氏成		●	●	○	●	●				●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
永正15	正~7	原本	第二	3	烏丸光広	●	●	●	●	●	●				○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	8~12	逸文	第二ノ下?		原欠																					
永正16	正~4	写本	第三	4	四辻季継	●	●	●	●	●	●				○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	5~9	欠	第三ノ中		原欠																					
	冬	写本	第三ノ下	5	記名無し	●	●	●	●	●	●				○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
永正17	春	写本	第四	6	九条兼孝	●	●	●	●	●	●				○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	夏	原本	第四ノ中	7	鷹司信房	●	●	●	●	●	●				●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	秋 冬	原本	第四ノ下	8	日野輝資	●	◆	◆	◆	◆	◆				○	◆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
大永元	春夏	原本	第五	9	二条昭実	●	●	●	●	●	●				○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	秋冬	写本	第五ノ下	10	日野資勝	●	●	●	●	●	●				○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
大永2	春	原本	第六	11	西洞院時慶	●	●	●	●	●	●				○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	夏秋冬	原本	第六ノ下	12	富小路秀直	●	●	●	●	●	●				○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
大永3	春夏	写本	第七	13	花山院家雅	●	○	●	○						○	○	●	●					●	●	●	
	秋	写本	第七ノ下		原欠																			●	●	
大永4	四季	欠	第八		原欠																					
大永5	春	原本	第九	14	勧修寺光豊	●	●	○	●	○					○	○	○	●				●			●	●
	夏	欠	第九ノ下		原欠																					
	秋冬	原本		13	烏丸光宣	●	●	○	●	○					○	○	●	●				●			●	●
大永6	春	写本	第十	15	中院通勝	★		○	●	●	★				○	●	★	★	●	★	★	★	●	●	●	★
	夏	写本	第十ノ中		中院通勝	▲		●	●	●	△				○	●	△	▲	▲	△	▲	●	●	●	●	●
	秋冬	原本	第十ノ下	16	山科言経	●	●	○	●	●	●				○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大永7	春夏	原本	第十一	17	広橋結光	●	●	●	●	○					○	○	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●
	秋冬				坊城俊昌※	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
享禄元	春夏	原本	第十二	18	阿野実顕	●	■	○	○	○					○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	●	●
	秋冬	原本	第十二ノ下	19	舟橋秀賢	●	●	○	○	○					○	○	●	○	○	○	○	○	●	●	●	●
享禄2	四季	欠	第十三		原欠																					
享禄3	四季	原本	第十四	20	園基任	●	●	○	○	○	●				○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
享禄4	春夏	写本	第十五	21	中御門資胤	●	●	○	○	○	●				○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	秋冬	原本	第十五ノ下	22	近衛信尹	●	●	○	○	○	○				○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●
天文元	春	原本	第十六	23	近衛信尹 猪熊教利	●	●	○	○	○	●				○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	夏	原本	記さず		書写せず	●																				
	秋冬	原本	第十六ノ下	24	記名無し	●	●	○	▽	▽	▽				○	▽	▽	●	●	●	●	●	●	●	●	●
天文2	正~2	原本	第十七	25	欠	●	●																			

年	月	尊經 28	尊經 10	京中 御	京菊 亭	京平 25	京平 1	京松 木	京勸修	史北 小	史押 小	史徳 大	神豐 宮	神林 15	神林 12	神林 1	神司 庁	国会 6	国会 8	国会 1	国文 研	国史 3	国史 1	天理 23	天理 10	無櫛 荀	無藤 波	無鷺 尾	無井 上
永正元	正~2															●				○	○								
	3~12	●		●	○	○				●	●	●						●	●	●		●	●						
永正2	正~11																												
永正14	四季	●	●	●	●	●	●			●	●	●					●	●	●	●	●				●	●	●		
永正15	正~7	●	●	●	●	●	●			●	●	●					●	●	●	●	●				●	●	●		
	8~12																												
永正16	正~4	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●					●	●	●	●	●			●	●	●		
	5~9																												
	冬	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●				●	●	●	●	●			●	●	●			
永正17	春	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●					●	●	●	●	●			●	●	●		
	夏	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●				●	●	●	●	●			●	●	●			
	秋 冬	●	◆	●	●	●	●			◆	●	●	●				●	●	●	●	●			◆	●	●			
大永元	春 夏	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●				●	●	●	●	●			●	●	●			
	秋 冬	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●				●	●	●	●	●			●	●	●			
大永2	春	●	●	●	●	●	●			●		●	●	●				●	●	●	●	●			●	●	●	●	
	夏秋冬	●		●	○	●												●	●	●	●	●							
大永3	春 夏	●		○	○	○	○			○								●	●	●	●	●							
	秋					●																							
	冬																												
大永4	四季																												
	春	●		○	○	○				●		●					●	●	●	●	●								
大永5	夏																												
	秋 冬	●		○	○	○	○			○		●						●	●	●	●	●							
大永6	春					○	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	夏	▲				○	●	△	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	△	
	秋 冬	●		○	●		○			●		●		●		●		●	●	●	●	●			●	●	●	●	
大永7	春 夏	●			○	○				○		●		●				○	○		●				●				
	秋 冬	●			○	※				○		●		●		●		●	●	●	●	●		※	●				
享禄元	春 夏	●		■	○	□						●	■		■		□	■	●							●	■		
	秋	●		●	○	○						●		●		●		○	●	●	慶				慶			●	
	冬																												
享禄2	四季																												
享禄3	四季	●		○	○	○				●							●	●	●	●	●			○					
享禄4	春 夏			○	○	○												●	●	●	●	●			○				
	秋 冬	●		○	○	○	○											●	●	●	●	●	○		○				
天文元	春	●		○	○	○				●								●	●	●	●	●			○				
	夏	●																	▼	●	●	●	●			▽			
天文2	正~2	●																											

年	月	陽明 10	陽明 1	陽明 抜	陽明 凶	大東急	歴民博	彰考館	慶應大	中之島	静嘉堂	北野社	京都府	岡山大	多和	蓬左	日比谷	秋田県	学習院	文華館	本居	一条	曼殊院	備 考	
永正元	正~2						○	●			●		●	●	●				○	●	●	●	●	●は本文があることを、○は禁裏本表紙を含むことを、△は前半・後半の一部分のみであることを示す。	
	3~12																								
永正2	正~11																								
永正14	四季	●				●	○	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
永正15	正~7	●				●	○	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	8~12																								
永正16	正~4	●				●		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	5~9																								
	冬	●				●		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
永正17	春	●				●		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◆は永正17年秋目録を欠くことを示す。
	夏	●				●		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	秋冬	●				◆	○	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
大永元	春夏	●				●		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	秋冬	●				●	○	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
大永2	春	●	●	●		●	○	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	夏秋冬					●	○	●					●												
大永3	春夏					○	●		●	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	秋												●												
	冬																								
大永4	四季																								
大永5	春		●		○	○	●	●	●	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	夏																								
大永6	秋冬					○	●		●	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	春		●		△	○	★	★	★	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	★は大永6年春目録に錯乱があることを、▲は粗略な後補目録があることを、△はそのないことを示す。~~の部分は4月7日を区切とし、8日条から別系統になる。 ※は禁裏本表紙のうち、現在東山御文庫本に欠く坊城俊昌書写のものを含むことを示す。
大永7	夏					△	○	△	▲	▲	▲		▲	▲	▲	●	▲	▲	●	●	●	●	●	●	
	秋冬					○	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
享禄元	春夏					○	○	●	■	■	●		■	■	■	■	■	●	■	○	□	○	●	●	
	秋					○	○	●	●	●	●		○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■は享禄元年夏目録を横一段に記すことを、□はそのうち禁裏本表紙を含むことを示す。 「慶」は慶長3年8月三条西実条書写奥書があることを示す。
	冬												○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
享禄2	四季																								
享禄3	四季						○	●		○	●		●		●		●		○		●	●	●	●	
享禄4	春夏		●			○	●		○		○		○		●		●		○	○	●	●	●	●	
	秋冬					○	●		○		○		○		●		●		○	○	○	●	●	●	
天文元	春					○	○	●					○		●		●		○	●	○		●	●	
	夏																								▼は天文元年秋冬目録が毎月縦追い込みの形式で6箇分連続することを、▽はそのうち禁裏本表紙を含むことを示す。
	秋冬		●		○	○	●			▽	●		●		●		●		▽	▼	▽	●	●	●	
天文2	正~2																								